

第 13 回ふじみ野市総合防災訓練概要

1 目的

ふじみ野市地域防災計画による 3 層の応急活動体制を検証するため、国が定めた「令和 6 年総合防災訓練大綱」を踏まえた総合防災訓練を実施することにより、市民の防災意識の向上及び自助・共助の強化を図る。

2 日時

令和 6 年 11 月 10 日（日）午前 8 時 30 分から正午まで ※小雨決行

（大雨等で訓練中止の際は、午前 7 時 30 分に防災行政無線、F メール、ホームページ等で周知）

3 訓練想定

令和 6 年 11 月 10 日午前 8 時 30 分、東京湾北部を震源とする震度 5 強（一部 6 弱）の地震が発生。市内全域にわたり家屋の全半壊、橋梁・ライフラインの損壊など、大きな被害が発生したため災害対策本部を設置し、地域防災計画に基づく応急対策活動を行う。

4 協力要請機関

- (1) 陸上自衛隊第 1 師団第 32 普通科連隊
- (2) 東入間警察署
- (3) 入間東部地区事務組合消防本部
- (4) ふじみ野市消防団
- (5) ふじみ野市医師会
- (6) ふじみ野市歯科医師会
- (7) 上福岡・大井薬剤師会
- (8) 埼玉県柔道整復師会川越支部ふじみ野会
- (9) ふじみ野市社会福祉協議会
- (10) ふじみ野市赤十字奉仕団
- (11) ふじみ野市管工事業協同組合
- (12) ふじみ野市災害対策協会
- (13) 東入間交通安全協会上福岡支部
- (14) 東入間交通安全協会大井支部
- (15) 東京電力パワーグリッド株式会社
- (16) 東日本電信電話株式会社
- (17) 災害協定事業者
- (18) 資機材取扱事業者
- (19) 委託事業者・指定管理者

5 訓練項目

- (1) 【地区対策本部】・・・・・・・・・・自主防災組織及び市民
 - ア 地区集合場所等への避難
 - イ 地区対策本部の設置・運営
 - ウ 避難行動要支援者等の避難支援
 - エ 情報連絡員による情報伝達訓練
 - オ 地域防災拠点からの災害備蓄食料等の引取訓練
 - カ 地区対策本部としての自主事業訓練等
- (2) 【地域防災拠点（指定避難所）】・・指定職員、学校職員、各中学校
在校生及び拠点協力員
 - ア 避難者の受入
 - イ 指定避難所の設置・運営
 - ウ 地域防災拠点運営組織及び指定避難所運営組織の設置・運営
 - エ 防災倉庫内の資機材等の確認・点検（食料・IP 電話・特設公衆電話等）
 - オ 防災井戸及び貯水槽からの取水訓練（設置箇所のみ）
 - カ 災害備蓄食料の配布
 - キ 資機材等の操作訓練
 - ク 自主事業訓練
 - ケ 指定避難所運営マニュアル等の確認・検証
- (3) 【災害対策本部】・・・・・・・・・・行政及び防災関係機関
 - ア 災害対策本部の設置・運営
 - イ 公共施設の被害状況の把握
 - ウ 情報の収集・整理・発信
 - エ 各応急対策による災害対応訓練（主な訓練）
 - (ア) 避難行動要支援者等の避難支援
 - (イ) 医療救護
 - (ウ) 物資供給
 - (エ) 応急復旧
 - (オ) 情報伝達・交信（防災情報共有システム、IP 電話・携帯電話・衛星電話・ハザードトーク）
 - オ 防災関係機関との連携訓練

※各応急対策班において、必要に応じて防災関係機関に対し、参加協力を求める。

- カ 防災情報共有システムの操作訓練

6 防災訓練会議等

(1) 総合防災訓練に関する調整会議

ア 自治組織防災検討会

自治組織連合会役員と総合防災訓練について協議。

イ 地域防災に関する懇談会

福祉団体、商工会等の市関係団体との意見交換。

ウ 防災士との意見交換会

防災士の資格を有する市民との意見交換。

(2) 災害対策本部会議

(1)及び(2)の意見交換結果を受け、当該年度の概要を確定。

(3) 全体説明会

(2)で決定した概要を基に、訓練詳細について説明させていただきます。

(4) 防災関係機関会議

消防、警察、自衛隊等防災関係機関と事務局で訓練の実施内容について協議。

(5) 地域防災拠点運営会議

地域防災拠点運営委員、市の指定職員及び施設の職員（教職員）でマニュアルの見直しや、自主事業（地域防災拠点で行う講話や体験等）について調整いただきます。

(6) 地区対策本部会議

7 総合防災訓練映像記録について

令和5年11月12日（日）実施の第12回ふじみ野市総合防災訓練では、（株）ジェイコム埼玉・東日本に委託契約を行い、映像記録を撮影しました。令和6年度も映像制作の業務委託を行い、災害対策本部や各防災拠点で映像記録を撮影する予定です。撮影した動画については、市ホームページでの公開、市長による地域でのタウンミーティングでの使用、自治組織への配布を予定しています。

一般の参加者や参加中学生の映り込みには市担当の危機管理防災課及び受託事業者側で配慮はいたしますが、参加団体として事前の意向確認ができる場合は御協力ください。

8 令和6年度における新規事項・変更点等

- (1) 【新規】災害対策本部に「防災情報共有システム」を導入し、操作訓練及び情報共有訓練を行う。